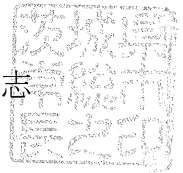


常総市告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

常総市長 神達 岳 志



- 1 都市計画の種類
石下都市計画及び水海道都市計画下水道（常総市北部公共下水道）
- 2 縦覧場所
常総市都市建設部都市計画課

令和 5 年度

石下都市計画及び
水海道都市計画下水道の変更
(常総市北部公共下水道)

(常 総 市 決 定)

常 総 市

石下都市計画及び水海道都市計画下水道の変更（常総市決定）

石下都市計画及び水海道都市計画常総市北部公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更し、同公共下水道「4. その他の施設」に若宮戸ポンプ場を次のように追加する。

2. 排水区域 「排水区域は総括図表示のとおり」
(備考) 面積 約 316 ha (うち処理区域 約 294 ha)

4. その他の施設

内 訳	位置	備考
若宮戸ポンプ場	常総市若宮戸字北浦	面積約 4,100 m ²

理 由

都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するとともに、鬼怒川、小貝川及び八間堀川をはじめとする公共用水域の水質保全に資すると共に、雨水排水の確実な排除により都市機能や住民・公共の財産を堅持するため、本案のとおり都市計画下水道を変更するものである。

